

小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

小城市（以下「市」という。）が実施する「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る委託業務先事業者の選定に際し、必要な手続き等について定める。

1. 業務内容

「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」及び「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務実施要領」のとおり

2. 委託業務予定期間

令和7年6月18日から令和8年3月31日まで

3. 業者選定方法

業務受託者の選定は、プロポーザル方式により、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

4. 委託業務上限金額

3,629,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参加資格要件

- (1) 本業務を適切、公正、中立、誠実かつ効率的に実施することができる事業者であること。
- (2) 九州内に事業所（本社、本店、支社、支店）を構え、法人格を有する団体であること。
- (3) 仕様書で定めた人材を配置し、事業展開ができること。
- (4) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (6) 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがな

されている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(9) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 自己又は自社の役員等が小城市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 8 号）第 6 条に規定する暴力団等である。

イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を終結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している。

(10) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。

6. 契約締結までのスケジュール

	手続き等	日 程
(1)	公告（市HP掲載）	令和 7 年 4 月 17 日(木)
(2)	参加申込書質問受付期限	令和 7 年 5 月 12 日(月)
(3)	参加申込書質問回答期限	令和 7 年 5 月 13 日(火)
(4)	参加申込書提出期限	令和 7 年 5 月 14 日(水)
(5)	資格審査結果通知書の送付	令和 7 年 5 月 16 日(金)
(6)	企画提案書質問受付期限	令和 7 年 5 月 20 日(火)
(7)	企画提案書質問回答期限	令和 7 年 5 月 22 日(木)
(8)	企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 28 日(水)
(9)	プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 4 日(水)※予定
(10)	審査結果通知の送付	令和 7 年 6 月 6 日(金)※予定
(11)	契約の締結	令和 7 年 6 月 18 日(水)

7. 参加申込手続き

(1) 募集要領等の交付

ア 交付期間

令和7年4月17日（木）から令和7年5月14日（水）まで
各日午前8時30分から午後5時15分まで、ただし、土日、祝日を除く

イ 交付場所

小城市 市民部 国保年金課 後期高齢者医療係 Tel0952-37-6101
又は小城市ホームページからダウンロード

(2) 質問書（様式第2号）の受付及び回答

ア 提出方法

FAX（0952-37-6160）又は電子メールによることとし、送信時には下記の提出先へ到達確認の連絡を行うこと。

イ 提出先

小城市 市民部 国保年金課 後期高齢者医療係 Tel0952-37-6101
E-mail: kokuhonenkin@city.ogi.lg.jp

ウ 質問の受付期限

参加申込書の提出について：令和7年5月12日（月）午後5時15分まで
企画提案書の提出について：令和7年5月20日（火）午後5時15分まで

エ 回答方法

質問に対する回答は、全ての参加申込者の電子メールに回答する。
参加申込書の提出について：令和7年5月13日（火）午後5時15分まで
企画提案書の提出について：令和7年5月22日（木）午後5時15分まで

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

（ア） 参加申込書（様式第1号）

イ 添付資料

- （ア） 定款
- （イ） 登記簿謄本（3か月以内に取得したもの）
- （ウ） 最新の事業実績書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書
- （エ） 誓約書（様式第4号）
- （オ） 使用印鑑届兼委任状
- （カ） 印鑑証明書
- （キ） 国税の完納証明書（未納が無いことを証明する書類）
- （ク） 県税の納税証明書（未納が無いことを証明する書類）
- （ケ） 市町村税の納税証明書（未納が無いことを証明する書類）

ウ 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時15分まで

エ 提出先

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市 市民部 国保年金課 後期高齢者医療係

オ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。（提出期限必着）

(4) 企画提案書等の提出（様式第5号～様式第7号）

仕様書に基づき、「令和7年度小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務企画提案書作成要領」に従って作成すること。

ア 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時15分まで

イ 提出先

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市 市民部 国保年金課 後期高齢者医療係

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。（提出期限必着）

エ 留意事項

（ア） 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。

（イ） 企画提案書等の作成、提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（ウ） 企画提案書等は、優先交渉権者の選定以外には使用しない。

（エ） 委託業務上限額を超える企画提案書等は、無効とする。

（オ） 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和7年6月4日（水）※予定

(2) 場所

小城市役所 2-6 会議室

(3) 時間

時間は参加申込書の提出後、参加資格審査結果通知書に記載し連絡する。

プレゼンテーションは概ね 60 分以内（提案者説明 30 分、質疑応答 30 分）とする。

9. 審査の実施及び結果通知

(1) 審査

提出された企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションの内容について審査を行い、総得点を総合的に勘案して、優先交渉権者を選定するものとする。

また、審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員間で協議のうえ、優先交渉権者を選定するものとする。

ただし、合計得点が満点の6割に達しない場合は、委託候補者として選定しない。

(2) 結果通知

審査の終了後、すべての提案者に対し、書面により採否に係る通知を行うものとする。なお、選定の評価については公表しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

10. 契約内容協議及び契約

審査の結果、優先交渉権者と仕様書等の調整を行い、交渉が整った段階で契約を行う。

なお、調整により交渉が整わなかった場合や優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合、その他の理由により契約が締結できなかった場合は、次点者と交渉をおこなうものとする。

11. 費用負担

質問書、参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

12. 問い合わせ先

小城市 市民部 国保年金課 後期高齢者医療係

住 所：〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電 話：0952-37-6101 FAX：0952-37-6160

E-mail: kokuhonenkin@city.ogi.lg.jp